

**令和6年度発達障害のある児童生徒等に対する支援事業
(効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築事業)
成果報告書**

実施機関名（宮崎県教育委員会）

1 問題意識・提案背景

本県では、平成25年度から、インクルーシブ教育システムの実現を目指し、幼稚園・保育所・認定こども園等、小・中・高等学校等（以下「園・学校等」という。）それぞれの校内支援体制の充実を図るとともに、それらをつなぎ、一貫した指導・支援を切れ目なく提供できるようにすることを目的とした地域支援体制（エリアサポート体制）を構築している。具体的には、県内を保健福祉圏域に準じて7つのエリアに分け、エリアごとに特別支援教育推進のセンター的役割を担う小・中学校を指定し、特別支援学校のセンター的機能と組み合わせて指導・支援機能の拡充を図るものである。この仕組みにより、発達障害についての理解や、関係機関との連携の強化、経験の浅い教員への指導・助言などのサポート体制の構築において、一定の成果を得ることができている。

一方、令和4年度に国連の勧告を受けて文部科学省が行った抽出調査と同様の内容で、本県でも簡易的な調査を行ったところ、自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍している児童生徒の中には、環境の調整と必要な支援を受ければ、通常の学級で学べると考えられる児童生徒が少なからずいることが明らかになった。特に、小学校から中学校へ進学する際の学びの場の検討において、通級指導教室の設置がないこと（令和4年度末：小学校設置率57%、中学校設置率12%、高等学校設置率43%）により、通級による指導の利用について十分に検討されていない状況がある。設置率の低さの背景に、中学校において通級による指導の理解が進んでいないことにより必要性が高まっていないことや、通級による指導ができる人材の不足が考えられる。また、本県で多数を占める中山間地域にある小規模校では、少人数でも特別支援学級が設置可能であることから、特別支援学級の設置が進み、巡回による通級指導の仕組みが十分構築できていない状況も課題である。

これらのことから、令和5年度を通して、中学校を中心とした巡回による通級指導の実施や、県下への通級による指導についての理解啓発、中学校・高等学校における通級指導担当者の指導力向上について実践研究を行ってきた。特に、本事業の研究開発校としてエリア通級拠点校（エリアサポート体制における通級による指導の拠点となる学校）を指定し、通級指導担当者を複数配置することで、校内の通級指導担当者へのOJTの効果や通級指導担当者間の連携について実践を拓いて研究を行うこととした。その成果として中学校における通級指導教室の設置も増加し、特別な教育的ニーズのある児童生徒に対して、一貫した切れ目ない指導や支援を提供できるような体制が整いつつある。

しかし、より効果的で効率的な巡回指導を実現するには、通級指導教室未設置校（いわゆる巡回先校）の教員が通級による指導についての正しい知識を習得すること、通級指導担当を育成すること、巡回による通級指導を実施する拠点となる通級指導教室の設置を市町村教育委員会と連携して推進することが必要である。

そこで、令和6年度は、巡回による通級指導に関する周知や人材育成について、研究開発校（以下「エリア通級拠点校」という。）を中心とした実践研究を引き続き行う。エリア通級拠点校の専門性の高い通級指導者（以下「エリアメンター」という。）による巡回による通級指導の実施から得られた課題や成果をまとめたリーフレットの作成や、通級による指導に関する巡回先校への理解啓発、通級指導担当者の育成の検討を通じた効果的かつ効率的な通級による指導の拡充を図ることを目指す。

2 目的・目標

(1) 地理的条件や地域の実情を踏まえた巡回による通級指導の方法の検討

エリア通級拠点校で、巡回による通級指導を実施し、その利点について成果報告等を行うことで、他の市町村内でも通級拠点校を設定し、巡回による通級指導の実施の検討がなされるようにする。また、エリアメンターは、巡回による通級指導の運用に必要な教材・教具や備品等、通級による指導を開始するまでの手続等について整理し、モデルを示すことを目標とする。

(2) 通級指導担当者の専門性の向上

通級指導教室の増加傾向がある一方で、教員が不足していることから、通級による指導を初めて担当する教員が複数見られる。通級指導担当者の資質向上を図る目的で、県教育委員会が主催する担当者会を実施する。また、特別支援教育の担当の経験が浅い教員に向けた研修会を実施し、通級による指導についての理解啓発を図る。

指導的立場であるエリアメンターに対しては、エリアメンター間の情報交換会の実施や、特別支援学校のセンター的機能の活用により指導力向上を図る。

(3) 通級による指導を生かした校内支援体制の構築

① 自校及び巡回先校の通常の学級担任等との連携の在り方

通常の学級担任等との連携において課題となるのは、時間の確保である。特に巡回先校では、出張で指導を行っていることから、滞在時間が限られることに課題がある。そのため、校務支援システムやオンラインミーティングの活用について検討を行う。

② 巡回先校における教員等の理解啓発

校内支援体制づくりに通級による指導を取り入れられるように促すため、エリアメンターによる研修機会を設けることで、巡回先校や通級未設置校の通級による指導への理解啓発を行う。例として、既存のエリアごとの特別支援教育に係る研修会（エリア研修）での講師や、巡回先校をはじめとするエリア内の学校の校内研修等での講師・助言者として登壇することを目標とする。

3 実施体制

(1) 運営協議会（本県では、「みやぎきの通級による指導推進協議会」と呼称する。以下「推進協議会」という。）

① みやぎきの通級による指導推進協議会 委員一覧

No.	所属・職名	備考
1	宮崎東諸県エリア エリア通級拠点校 校長	
2	南那珂エリア エリア通級拠点校 校長	
3	西都児湯エリア エリア通級拠点校 校長	

4	都城北諸県エリア エリア通級拠点校 校長	
5	西諸県エリア エリア通級拠点校 校長	
6	延岡西臼杵エリア エリア通級拠点校 校長	
7	日向入郷エリア エリア通級拠点校 校長	
8	一般社団法人 みやざき子どもサポートリンク	福祉・保護者代表
9	国立特別支援教育総合研究所 総括研究員	有識者・心理士

推進協議会委員については、実際に巡回による通級指導を実施・研究する実務者となるエリアメンターの在籍校の校長に依頼することで、管理職、実務者、教育委員会等の連携を強めるとともに、それぞれの立場からの意見を聴取できるようにした。

② みやざきの通級による指導推進協議会の開催実績

ア 令和5年度の実績

時期	内容
第1回 令和6年 12月21日	1 説明 効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築事業について 2 研究のゴール目標の設定 ① 巡回による通級指導の運用スタートガイドの作成 ② ICTを用いた効果的な通級指導及び通級指導担当者間のOJTによる資質向上についての好事例リーフレットの作成 ③ 研究成果の発信 3 協議 ① 巡回による通級指導の自校の現状と職員の理解の状況 ② 巡回による通級指導の運用に当たっての現時点における課題 ③ 「課題」の解決に向けた方策の検討

第1回は、実際に巡回による通級指導を実践して捉えた課題の洗い出しを行った結果、以下の意見が得られた。

<u>「課題」の整理</u> ■ 巡回による通級指導担当者の時間の確保 ・ 授業の準備に係る時間 ・ 巡回先校の特別支援教育コーディネーターや通常の学級担任との打合せ時間 ■ 巡回先の学校との連携の在り方 ・ 管理職及び特別支援教育コーディネーターが、巡回先校の教職員への理解啓発を図る時間の確保 ・ 通常の学級担任や教科担任と情報交換をする時間を合わせることの困難さ ・ 生徒への時間割等の連絡体制づくり ・ 保護者との面談（教育相談）の時間設定 ■ 遠方にある学校の児童生徒の実態把握 ■ 担当者の業務の増加 ・ 巡回先校への移動時間増加により、業務に充てることが可能な時間が縮小 ・ 両校の特別支援教育コーディネーターが通級による指導の時間を調整する業務
--

イ 令和6年度（通算第2回）の実績

時期	内容
第2回 令和6年 6月7日	1 説明 ・ 推進協議会の目的について ・ 本年度の県内の通級による指導の状況について 2 報告・情報交換 ① 報告：令和5年度及び6年度当初の巡回による通級指導の実施に向けて行った準備 ② 情報交換：巡回による通級指導の開始や自校・近隣校の理解を図る上で行った工夫 3 協議 ・ 巡回による通級指導ガイドライン（素案）に対する意見交換 ・ ガイドライン（素案）に取り入れる必要がある項目についての協議

第2回は、管理職が巡回先校の学校長と図った連携や、巡回による通級指導を巡回先校に周知するために行った取組の情報交換を行った。また、巡回による通級指導ガイドラインの素案を検討した。協議等で出された意見の一部は、以下のとおりである。

「報告・情報交換」

- ☐ 市の校長会で巡回による通級指導の周知をした。
- ☐ エリアリアメンターが、巡回先校の全校集会において、通級による指導に関する児童生徒向けの説明を行った。
- ☐ 校内支援体制の充実のため、通信を作成して全職員に周知した。
- ☐ 通常の学級担任等との担当者会議を行い、巡回による通級指導の流れについて共通理解する場を設けた。
- ☐ オンライン会議システムの活用ができたことで、他校の通級による指導担当者の在籍校へ訪問しなくても、サポートや指導への助言が充実した。
- ☐ 拠点校への指導者の複数配置により、他校への巡回がしやすくなった。

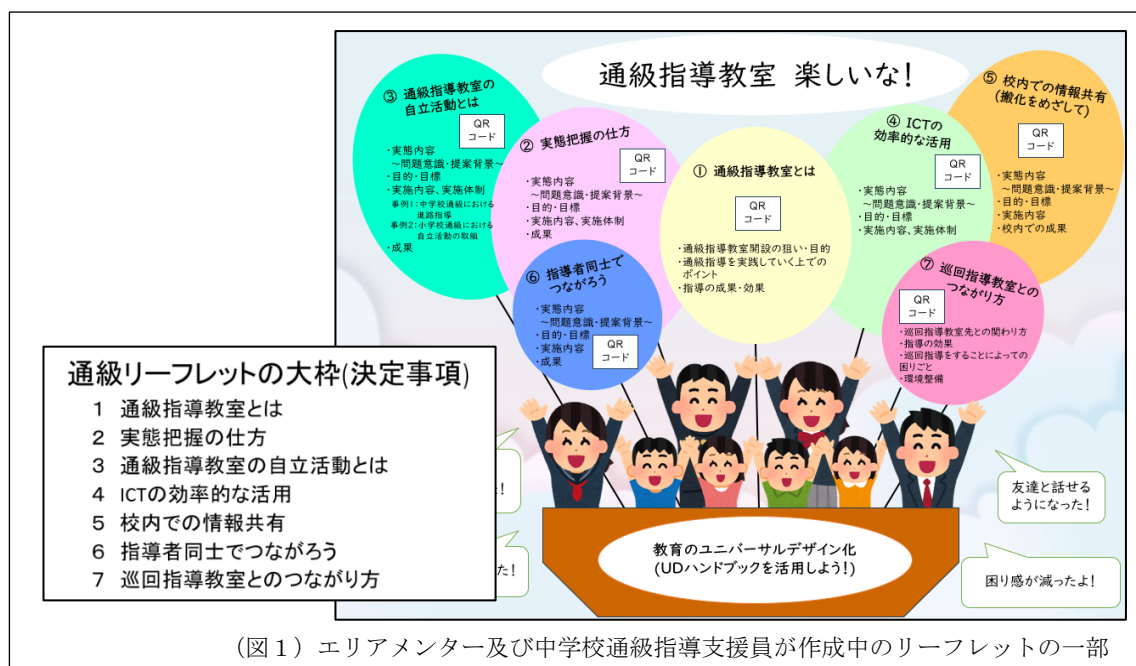
「協議（ガイドラインの素案）」

- ☐ 市町村教育委員会の協力体制があれば、巡回による通級指導の体制づくりは早く進むと考えられる。特に、巡回による通級指導を行うか、通級指導教室の新設を行うかを判断するシステムが必要である。
- ☐ 近隣の通級指導教室未設置校に通級による指導のニーズがある児童生徒がいた際、手続を行うための流れ図が必要となる。小学校から中学校への進学時に、児童生徒が通級による指導を受けたいと考えた際の相談役は誰がするのか記載があるとよい。
- ☐ 保護者の心理や障害受容についてもガイドラインに取り入れることで、通級による指導につながりやすくなるのではないかと。
- ☐ 自治体により通級による指導の開始までの手続に違いがあるところを県で統一するように改善してはどうか。

ウ 令和6年度（通算第3回）の実績

時期	内容
第3回 令和7年 1月17日	1 講話 ① 特別支援教育の国の動向（インクルーシブ教育システムの推進）について ② 巡回による通級指導の他県の取組について 2 協議 ・巡回による通級指導ガイドライン（素案）について ・効果的かつ効率的な通級指導リーフレットについて 3 情報交換 ・各校の巡回による通級指導の研究に係る取組状況について

第3回は、各エリアの巡回先校となる学校の管理職も同席する形で開催した。巡回先校における管理職の理解啓発のために、運営協議会委員として依頼している国立特別支援教育総合研究所の研究員により、他県の取組に関する講義の場を設けた。また、協議では、ガイドライン（素案）の修正やリーフレット（図1）への意見を聴取した。



(図1) エリアメンター及び中学校通級指導支援員が作成中のリーフレットの一部分

巡回による通級指導ガイドライン（素案）やリーフレットの内容について検討した。協議等で出された意見の一部は、以下のとおりである。

「協議（ガイドライン・リーフレットの素案）」

- ☐ 兼務・兼職においては、通級指導担当者の巡回先校での勤務時の管理責任者を整理する必要がある。
- ☐ 巡回先校としては、通級指導教室に設置する教材等を揃える必要があるが、設置者である教育委員会が行うことの明記があるとよい。
- ☐ 就学前の幼児や児童に係る教育相談について、主体となる組織の明記があるとよい。
- ☐ リーフレットは分厚くなると手に取りづらくなるため、初めて担当となる教員が気軽に見られるような分量となる構成がよい。

(2) 巡回指導スーパーバイザーの指名

ア 専門性（特別支援教育など）に関する経歴・所有資格等

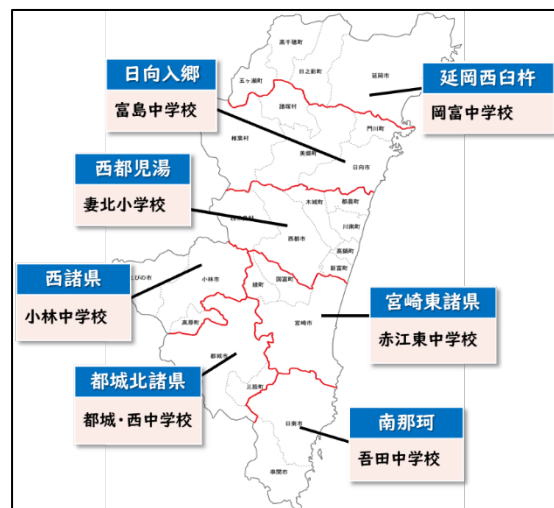
本県のエリアサポート体制において、7校のエリア通級拠点校に配置している特別支援教育の専門性の高い教員（エリアメンター）を巡回指導スーパーバイザーとして指名した。

7校のうち5校のエリアメンターは、県が主催している上級特別支援教育コーディネーター養成研修を受講済であり、事例研修等の演習を通して、特別支援教育の考え方や児童生徒に対するアセスメント等のスキルを身に付けている。

イ 配置状況・活動内容

エリアメンターは、エリア内の特別支援教育に関する課題を抱えている学校からの要請を受け、学校を訪問し、児童生徒の行動観察や指導支援に対する助言を行う業務を担っている。また、エリア内で行う特別支援教育に関する研修（エリア研修）において通級による指導を含む特別支援教育に関する講義等を行い、教員への理解啓発を図る。図2は、エリア通級拠点校の配置状況である。

また、エリアメンターは、エリア内の通常の学級に在籍する教育的ニーズのある児童生徒の状況を把握し、巡回による通級指導が必要である場合、教育相談を促し、実際に通級による指導につなげることが進めやすい立場にある。下表は、令和6年度の巡回指導の実績である。



(図2) エリアメンターの配置状況

メンターのエリア	巡回先校	指導人数
宮崎東諸県	大淀中	1
南那珂	南郷中 北郷中 細田中 飢肥中	1 1
西都児湯	穂北小 三納小	7
都城北諸県	五十市中 祝吉中 小松原中	6
西諸県	高原中 三松中 西小林中 細野中 須木中 野尻中	1 9
延岡西臼杵	西階中 南方中 旭中	9
日向入郷	日向中 財光寺中 大王谷中 美々津中	1 0

(3) 専門家の活用

ア 専門性（特別支援教育など）に関する経歴・所有資格等

- ・ 宮崎大学教育学部 教育臨床心理准教授
発達障害児等の行動分析や応用行動分析の専門家として活躍している。また、令和2年度より、スクールワイドP B Sの共同研究を実施している。

イ 配置状況・活動内容

- ① 通級による指導を受ける児童生徒が在籍する通常の学級における困難さが生まれにくい学校全体の支援体制（予防的な先回り支援）や、学校全体で取り組むポジティブな行動支援（スクールワイドP B S）について学校への助言を行う。
- ② 県の教育施策の一つであるスクールワイドP B Sの推進において、自治体への支援や県教育委員会内の各課（義務教育課・高校教育課・人権同和教育課・教育研修センター・教育事務所）が連携して組織したワーキンググループでの助言を行う。
 - ・ スクールワイドP B Sワーキンググループ（全4回）
- ③ エリアメンター等の特別支援教育の核となる専門性の高い教員を育成するための上級特別支援教育コーディネーター養成研修において、講師として登壇し、応用行動分析やアセスメントについての講義・演習等を行う。
 - ・ 上級特別支援教育コーディネーター研修講師（令和6年7月24日）

4 取組概要・成果（※ 取組全体の概要図については、別添参照。）

(1) 巡回指導を効果的かつ効率的に実施するための方法や体制整備等の検討・実証

ア 取組内容

令和6年度に、連携する巡回先校を広げるようにした。

みやざきの通級による指導推進協議会について、年2回開催した。巡回による通級指導を実施するにあたっての課題や解決策を探り、他の自治体においても巡回による通級指導が円滑に始められるためのガイドラインについて協議を行った。また、エリアメンターが、巡回による通級指導の参考となるリーフレットを作成することにした。

エリアメンターは、共通実践として、通常の学級担任等との連携や理解啓発に取り組む。あわせて、「ICT班」と「OJT班」の2班に分け、効果的・効率的な巡回による通級指導として、実践可能である内容等について協議・検討を行った。

イ 取組成果

① 推進協議会の実施

推進協議会を実施したことにより、各自治体で、通級による指導の開始等の手続や、教材及び校務用P Cやタブレット端末などの巡回先校への持ち出しのルール等が異なることが明らかとなった。巡回による通級指導の体制整備において、各自治体の教育委員会へ「巡回による通級指導」の理解を得る必要となったため、9月に実施した市町村教育委員会の担当者会において、ガイドラインに関する協議も行うことができた。

② エリアメンターの取組

I C T班では、オンラインミーティングアプリを使用し、遠方にある学校の教員や保護者との教育相談を実施している。教員や保護者等の移動時間の短縮に効果が得られている。また、コミュニケーションに困難のある児童生徒への指導を行うために、2つの通級指導教室をオンラインでつなぎ、通級指導担当者と生徒の的一对一指導で学んだスキルを同年代の児童生徒との活動場面で発揮する時間を設けた。初めて関わる同年代の児童生徒と上手にコミュニケーションをとれたことに自信をもたせる機会とすることができた。

O J T班では、自校に通級指導担当者を複数配置したことで、指導方法や教材等の情報交換をすることができた。自校にも指導者がいることにより、エリアメンターが巡回先校に出向きやすくなるなどの効果がみられた。

(2) 通級指導担当教員及び指導的立場の教員等の育成

ア 取組内容

県内の通級指導教室設置校（全体の3割）のうち、同一校に複数の通級指導教室のある学校は、3割である。一方、県下26の市町村のうち、自治体内に通級指導教室設置校が1校以内である自治体は半数である。そのため、通級指導担当者の異動により、指導経験のない教員が指名されることとなり、現在、およそ3割が初担当者である。初担当者以降の研修を図3のように体系的に実施することで、担当者の資質向上を目指す。

段階的に、以下の研修を設定することとした。

- ① 初担当者研修
- ② スキルアップ研修（特別支援教育担当の経験が2年程度の教員対象）
- ③ 中級特別支援教育 Co. 研修（特別支援教育推進の核となることが期待される人材）
- ④ 上級特別支援教育 Co. 研修（地域の特別支援教育推進の核となる人材）



（図3）通級指導担当者の資質向上のための研修体系

また、通級による指導担当教員の育成を目的とした新規研修（特別支援教育スター研修）の実施や、中・高校の担当者を対象とした通級研究協議会により、指導者の資質向上を図る。

オンラインミーティングアプリのライセンスをエリア通級拠点校に配付し、エリアメンターが、管理職の許可を得た上で、自由に研修会等を設定できるようにした。

イ 取組成果

① 令和6年度中高通級研究協議会の研修

(第1回)

- 説明「通級による指導」の現状について
- 実践事例視聴 小学校の実践事例から学ぶ
 - ※ 小学校エリアメンターの通級による指導の録画を視聴し、指導の良い点、改善点、自分の指導に生かしたい点を協議する。
- 協議 通級による指導における工夫
 - ※ 教材や指導事例を持ち寄り、効果のあった指導等を情報交換する。



(図4) 第1回 中高通級研究協議会
通級による指導の工夫の情報交換

(第2回)

- 説明 通級による指導担当者に求められること
- パネルディスカッション
『『つながる通級』をキーワードに』～県内外の通級指導担当者に学ぶ～
- 協議 自己の指導を振り返る

研修会では、通級による指導の実情や求められる資質等を取り上げ、通級による指導に係る理解啓発に寄与できた。また、学級担任との連携の一つとして、生徒指導主事や養護教諭との連携についてパネリストから紹介があり、受講した通級指導担当者が、自身の連携の在り方について振り返る契機とすることができた。



(図5) 第2回 中高通級研究協議会
パネルディスカッション
通常の学級担任等とのつながり」の紹介

② エリアメンターによるエリア内の通級 担当者を対象としたオンライン相談会

エリアメンターがオンライン相談会を実施した。先進地視察を行ったことで得た指導方法や教材等について情報提供したり、通級指導担当者からの個別相談に対応できる仕組みを作ったりしたことで、担当者の指導力の高まりにつながった。

オンライン相談会を開催したエリアメンターの所感（気付き）

都城北諸県エリアの小中学校の通級指導担当者の繋がりをもつために、南部教育事務所、都城市教育委員会、三股町教育委員会の協力を得て、「都北地区通級オンラインサロン」を2学期から計3回開催した。初担当の先生の不安などを聞いたり、それぞれが使用している教材の紹介や小・中学校の通級のつながりを意識したりすることができ、充実した会となった。また、3回目は高城高校の通級担当の先生にも参加をお願いし、小中高の切れ目のない支援の在り方について協議ができた。オンラインサロンには都城市教育委員会の指導主事も同席してくださり、通級担当者が抱える悩み事などにもその場で助言いただけたので、通級指導者のスキルアップやOJTにもつながったと感じる。通級による指導の充実は、学校現場と行政との連携が鍵だと思う。

③ 特別支援学校のセンター的機能を活用した指導的立場の教員等の育成

エリアメンターは、エリア内の通級指導担当者への助言者となるため、少ない障害種に対する見識を深めることができるよう、特別支援学校の教員による指導の実践紹介や相談会の実施も行った。

エリアメンターが、指導的立場として他校の担当者へ実践を伝える責任から、情報収集を多方面から行う機会となり、通級による指導についての専門性が更に高まった。



(図6) 特別支援学校とのオンライン相談会

(3) 巡回先となる学校における校内支援体制の構築

ア 取組内容

対象となる児童生徒における本時の通級による指導の内容や、次時までには通常の学級において児童生徒が取り組む内容の情報共有は不可欠だが、関係者を一堂に会することは困難である。そこで、情報の担保について、従来の紙媒体での連絡ファイルの活用に加え、県下一円で使用している校務支援システムやオンラインミーティングアプリ等の活用について検討を行った。

イ 取組成果

通級による指導内容等の情報共有は、相互の管理職の協力を得ることで円滑に進められることが明らかになった。その上で、巡回先校の校内支援体制を構築するためには、通級指導担当者が通級による指導を行う時間だけでなく、通常の学級での授業や学級経営を参観し、校内委員会や職員会にも参加することに意義があることの理解が得られるようになった。巡回先校の理解が進み、授業時間だけでなく、滞在時間の延長等が検討されるようになった。今後、県の兼務・兼職要領を見直し、巡回による通級指導担当者が巡回先での服務等について整理していく。

		兼 務	兼 職
出勤簿の整理		本務校で作成	<u>兼職校で作成</u>
服 務	監 督	兼務校の校長	兼職校の校長
	校務分掌	本務校(原則)	本務校(原則)
旅行命令	兼務・兼職校における勤務	本務校の校長の旅行命令	<u>兼職校の旅行命令</u>
通勤手当		住居から本務校まで	住居から本務校まで
その他			・兼職校の勤務は、本務校の職専念義務の免除による。 ・職を兼ねるため、当該教職員の同意が必要になる。

(図6) 兼務・兼職要領の内容の抜粋

巡回先校の勤務時間を延長し、校内支援体制の構築に参画したエリアメンターの所感(気付き)

巡回先校ごとに曜日を決め、終日または半日を一つの学校として確保した。そのなかで、通級による指導の時間、通常の学級の授業参観をする時間、特別支援教育コーディネーターや管理職へのフィードバックの時間を設けたり、保護者との面談の時間に充てたりすることができた。

巡回先校と通級指導担当者との間で、連絡手段の確認不足があり、対象生徒の欠席時や通級による指導を行う教室が使えないことがあった。巡回先校の教職員との連携を効率よく行うことを課題として取り組む必要がある。

(4) 巡回先校における教員等の理解啓発

ア 取組内容

県では、巡回による通級指導により、域内のどの学校における児童生徒でも通級による指導を受けることができる体制を目指している。しかし、現在、巡回による通級指導が可能であることについての認知が少なく、巡回先校となる学校数も少ない。

そこで、エリアサポート体制における学校巡回支援（エリア内の学校の要請により、困難さがみられる児童生徒の指導等について観察し、必要に応じて通常の学級担任、特別支援教育 Co. や、管理職に助言する）」において、困難さの改善の一助として、巡回による通級指導が受けられることを助言するようにした。

また、通級指導教室未設置校では、通級による指導を熟知していないことから、エリア研修において、エリアメンターが通級による指導に関する研修を行うことにした。エリア研修は、原則、小・中学校の全ての学校から1名以上の参加が見込まれるため、どの学校にも、同様に通級による指導について、効果的に周知をすることが可能となる。

さらに、巡回先校の通常の学級担任等が、通級による指導での指導の対象となる児童生徒や指導内容について理解し、通級による指導の適切な利活用を図るため、巡回先校での職員研修等で、エリアメンターが講師となり研修を行う。

イ 取組成果

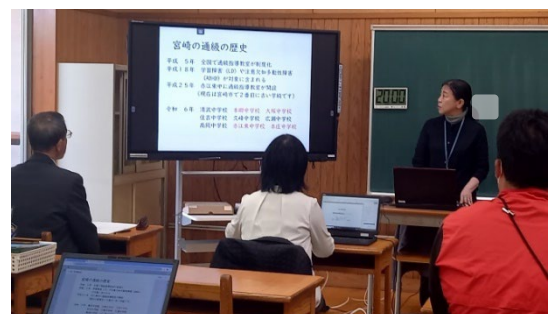
エリア内の学校や教職員に対して通級による指導を周知したことで、巡回による通級指導に関心を抱く教員が増加し、通級による指導につながる児童生徒数が徐々に増加している。また、学校からの要請もあり、市町村教育委員会において、巡回による通級指導の枠組を整えようとする動きが活発になりつつある。

エリアメンターが行った理解啓発の実績の一部については、以下の通りである。

① 巡回先校での校内研修の実施

県内での通級指導教室の設置の変遷や、通級による指導での指導内容、対象となる児童生徒の困難さの状況やそれに対応するための指導事例等を説明している（図6）。

校内研修の実施により、研修後、通常学級の担任が、自分の学級の児童生徒が通級による指導を受けている際の様子を参観する等、能動的な様子がみられた。



（図6）巡回先校でのエリアメンターによる研修会の様子

② 通級指導担当者会における理解啓発

自治体によっては、通級指導担当者会を設けている。その担当者会において、エリアメンターが、巡回による通級指導を紹介する理解啓発パンフレットなどを独自で作成した。

担当者会でパンフレット等の作成にあたったエリアメンターの所感（気付き）

延岡市の通級指導担当者（本校、東海中、土々呂中）で、「延岡市中学校通級指導教室の利用について」のパンフレットを作成できた。また、本校では通級指導担当者が複数配置となった令和6年度は、アセスメントに使える資料や教材について研修会を行うことができた。同じエリアである高千穂町立高千穂中学校（西臼杵地区）の特別支援教育研修において「通級による指導について」というテーマで教職員に通級指導について理解と啓発を行った。

管理職や特別支援教育コーディネーターへさらに通級による指導についての理解啓発を行い、通級による指導をより効果的に校内外で広める手立てについて工夫していくことが課題である。

② エリアサポート体制での学校巡回支援やエリア研修での講師

エリアサポート体制で実施している学校巡回支援において、児童生徒の実態や学級経営等や授業場面を観察し、管理職等にフィードバックを行った。また、通級指導教室未設置の学校の教職員も受講しているエリア研修で、講師を務め、通級による指導についての説明や通常の学級担任が誤解している内容（（例）教科の内容を取扱いながらの指導）についての説明を行うことで、理解啓発を進める一助となった。

（実施報告書より）

- ・ 「エリアサポート体制」における巡回支援において要請があった学校で、管理職、学級担任や特別支援教育 Co. に対して通級による指導の意義についての周知を行った。特に、フィードバックで話した内容を、コーディネーター及び管理職が職員研修で、全職員に伝える場を設定した学校においては、特別支援に関する職員の意識が高まったという報告を受けた。
- ・ エリア研修で使用したプレゼンテーションの資料は、受講者が校内の研修等で使用可能とすることで、校内研修の充実にも役立てることができた。

5 今後の課題と対応

通級による指導を受ける児童生徒への指導に当たっては、通級指導担当教員が、児童生徒が在籍する学級の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりする等、両者の連携協力が図られるよう十分な配慮を行うことや、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮や、チーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟程度に応じた指導の工夫等により対応することが適切である児童生徒も多くみられることも留意事項として挙げられている。自校及び巡回先校の通常の学級の担任等との連携の重要性を周知するとともに、困難に応じた通級による指導を通常の学級でも生かす校内体制づくりについて、以下の対応により理解啓発を図る。

(1) 巡回指導を効果的かつ効率的に実施するための方法や体制整備等の検討・実証

巡回指導を行うための体制整備として、市町村教育委員会の協力を得ながら進める必要がある。全ての自治体の理解を得るため、説明機会の設定が肝要となる。また、効果的・効率的な通級による指導の実施のため、教材や備品等の準備について、各自治体の通級指導教室設置の方針に取り入れられるよう依頼する必要がある。

そこで、研究開発校や巡回先校で感じている課題を各教育委員会の施策に取り入れることができるように、指導推進協議会の開催において、市町村教育委員会の特別支援教育担当者の参加を促す。

また、自治体内の通級指導教室設置校の整理や備品等の配備が明確となるように、年1回実施している市町村教育委員会の特別支援教育担当者を対象とした担当者会において、地域の実情を踏まえた巡回指導のイメージ図を描く場を設ける。これにより、自治体が主導して設置校への人材配置や人材育成に取り組めるようにすることをねらう。一方で、小規模の自治体においては、市町村間での協力体制により巡回指導が行えるような体制の可視化をねらう。

さらに、本事業の成果報告会として市町村教育委員会及び学校等を対象としたシンポジウムとして開催し、成果の周知の機会を設ける。

(2) 通級指導担当教員及び指導的立場の教員等の育成

自校に通級指導教室がない学校では、通級による指導や自立活動について、通常学級の担任が、自分事として学ぶ必要性を感じにくい。また、指導的立場としてスキルを高めても、通級指導教室設置校が少なく、教員の異動のルールや教員不足による教科構成の事情等で、スキルを発揮できる場がないことが課題である。

そこで、本事業の一環として実施している通級による指導担当者を育成するための研修会を開催し、特に、通級指導教室設置校で、現指導者が異動対象となっている学校には、積極的に参加の依頼を行うようにする。また、教員の特別支援教育（通級による指導を含む）についての専門性を高めるため、既存のN I S E等の研修動画等を活用し、体系的に学べるような研修システムを構築する。また、指導的立場の教員を中心に、特別支援学校のセンター的機能を活用した定期的な相談会を設け、自立活動相当の指導についての知識を深めるようにする。

(3) 巡回先となる学校における校内支援体制の構築

通級による指導担当者と学級担任等との連携については、巡回先校の時間割の工夫での対応が主となっているが、その時々指導対象児童生徒数によって、指導者の巡回先校の滞在時間に変則となる。指導者が終日滞在する際の巡回先校での福利厚生等についても検討が必要である。

そこで、巡回による通級指導ガイドラインを完成させ、兼務発令と巡回先校での特別支援教育に係る研修会や職員会議への参加を、当該市町村教育委員会の理解を得て推進するようにする。また、通級指導者が巡回先校へ終日滞在するケースや、同一日に複数校を巡回するケースについての課題を整理し、その解消に向けた拠点校・巡回先校でのモデルを紹介できるようにする。

(4) 巡回先校における教員等の理解啓発

現在、通級による指導そのものの周知が十分でないため、どの学校でも、通級による指導の対象者や自立活動について啓発活動を進め、理解を深めることが必要となる。また、巡回先校の校内研修に事例を取り上げた研修を行うためには、前年度から研修計画に入れておく必要がある。

そこで、巡回先校における教員等の理解啓発のために、引き続き、エリアメンターが学校を巡回して通級による指導の効果等の校内研修等に関わっていけるようにする。また、対象となる児童生徒の決定や指導内容の検討においては、教員のアセスメント力が必要となるため、事例を基にした研修等にも取り組んでいくようにする。

6 問い合わせ先

- (1) 組織名 宮崎県教育委員会
- (2) 担当部署名 特別支援教育課
- (3) TEL 0985-26-7783